統一

第百五十八號

明治三十年二月廿四日第三種郵便物認可
昭和三十年三月十五日第三種郵便物認可（毎月一回）
昭和四十一年四月十五日（毎月一回十五日）發行

四十年四月号

目次

佛陀觀に就いて（其二）　本多日生
當體義抄（三）　坂本日桓
自我偈講話（二）　關田養叔
精進論　中村日錦
三寶論　般舟生
金澤日宗教界の風雲　紀野俊耀
宗務廳錄事
雜報
教學財團公告

佛陀觀に就いて（其二）

本多日生

3 宗教的對象

佛陀を哲學的基礎より拜しますれば、前段に縷說いたせし如く、眞理の体現者として法と佛とは全然一に歸し、佛陀は法王の聖位に立ち給ひつ、法に自在を得て、能く法を支配し、運用し給ふものであつて、佛陀を如來と號し上つる所以は、如は即ち眞如なり、實相なり眞如實相は法なり、この眞如の法が具体的活動的のものである故に、それが發動して衆生濟度の爲めに人の世に來り給ひて、人類適當の教化を施し給ふ、故に斯くは如來と名づけ上つるのである、されば大乘涅槃經には

涅槃を常と爲す、如來之を躰とる、故に名けて常と爲す

と說き給ひてある、涅槃は實在の本体にして即ち法なり、この實在の法を躰得し給ひて、法と全く一体なるが如來である、と示されたのであつて、若し能く佛教の涅槃論を請究して、その完全說を會得するならば、佛陀の有し給へる哲學的基礎は堅牢にして、如何に理性の批判を經るとも動搖すべきにあらざるを知りて、佛教の健全なる組織を有するに驚歎するであらうさて哲學的基礎の上に健存せる佛陀は、更らに宗教的に之を拜する時、信仰の對象として亦完全なる意義を具へ、眞理の体現者たると同時に、慈悲の濟度者として溫かき感應の光を與へ給ふのである

淨飯王、摩耶夫人の愛子として、我が人類に降誕し給ひつる悉達太子、後の大聖釋迦文佛は、その前半生に於て、哲學者的態度を以て人生を觀じ、宇宙を觀じ、眞理を推究し、善德を批判して、こゝに圓滿無碍の大知見を体得し給ひつ、その後半生には、大宗教家的活動を示して殊恩濟度の行願を成就し給ひぬ、彼の推究思索の裡に沒頭して終に安立の地を得ざる愚なる哲學者と撰を異にし、又叨りに感情的に屈從を强いて曉躰なる基礎の上に盲目的滿足を歌へる幼稚なる宗教家と

は無論年を同ふして語るべきてない、妙法華經藥草喩品の聖語を見よ

我は是れ如來なり……未だ度せざる者を度せしめ、未だ解せざる者を解せしめ、未だ安んせざる者を安んせしめ、未だ涅槃せざる者には涅槃を得せしめ、今世、後世實の如く之を知る、我は是れ一切知者、一切見者なり、知道者、開道者、說道者なり、

と

この聖語は分明に佛陀は如來にして、一面より見れば眞理の体現者にして知道者なるも、他面よりせば、開道者、說道者として衆生を教化し給ふのてあつて、その教化の慈悲は普く平等にして能く貧者の友となり、弱者の力となり、病める者、苦める者、衰へたる者、亡ぶる者のために、尤も親しき身方となりて、濟度の手を下し給ふのてある、されば大乘涅槃經には左の如く示されてある

如來は、但獨り豪貴の人跋提迦王の爲めに法を演說するのみならず、亦下賤優婆離等の爲めにもし給ふ獨り偏へに須達多阿那邠祇の奉ずる所の飯食を受くるのみならず、亦貧人須達多の食をも受け給ふ、但獨り舍利弗等の利根の爲めに法を說くのみならず、亦鈍根周梨槃特の爲めにもし給ふ

優婆離は、旃陀羅種族にして世人の擯斥する所なるも佛陀は、この賤民の友として之を救ひ給ひ、須達多は貧人にして穢がれたるものなるも、佛陀は親しくその食を受けて功德を回向し、この貧者の身方となり給ひ周梨槃特は、無知暗愚にして自已の名字すら記憶し得ざる程の白痴なるも、佛陀は、之を憐みて適應の教を示して之を濟度し、愚者の導師となり給ひぬ、斯くの如くに、賤民の友として、貧者の身方として、愚者の導師として、普く濟度の光りを與へ、曾つて倦怠あることなし、妙法華經藥草喩品に說けるを見よ

世間に充足すること雨の普く潤すが如し、貴賤、上下、持戒、毀戒、威儀具足せると、及び具足せざると、正見、邪見、利根、鈍根に、等しく法雨を雨らして而かも懈倦なし、と

この懈たり倦み給ふことなきは、何が故てある、我等は、濟度の淨業に藉すことの人生の最勝事たるを知りて、大決心を以て之に從事するとも、直ちに倦怠の心を生じて疲勞を感ずるものなるに、佛陀は、一切衆生のために、久遠の昔より濟度の手を下し給ひつ、この難化難治の我等に向つても、未だ曾て倦怠の想を生じ給はずと聞く、嗚呼深大なる哉、佛陀の大悲、嗚呼肝銘すべに堪へたり、而無懈倦の一句

前來佛陀の慈悲は、平等にして而かも倦怠し給はざる事を述べたるも、只現身應化の上に於て一往の說をなせしのみてある、而かもその濟度を單に說法の上のみに見たのてある、今若し顯本的の眼光より佛陀の大慈大悲を渴仰いたしますれば、うの慈悲は、三世を貫き十方に遍ふして、三輪の妙化を與へ給ひつ、所作の佛事未だ曾て暫くも廢し給はず、その三輪とは、意輪と身輪と口輪とを云ふ、輪の字を用ふるは譬喩なり、輪王の前に在る輪寶は、邪を破ぶり正を顯はすに當りて無碍の靈力を有す、佛陀の身口意の三亦復是の如く、衆生濟度の上には、如何なる邪魔障礙も直ちに之を摧碎し、如何なる罪業煩惱も忽ちに之を蕩除し給ふのてある、うの意輪を中心として、そこに現身說法の活動を示し給ふ、現身說法は、本と意輪の大慈悲海中より發現する所てある、身輪には、如意珠身、藥王樹身の二身あり、如意珠身とは、如意寶珠は小なるも一なるも萬寶を內含するが故に、必要に應じて發現するが如、統一的、有限的佛身にして、而かも無量の應現を起すの身なり、藥王樹身とは、藥王樹の地中到らざる所なきが如、普現垂迹の多身にして、而かも一根より瀰蔓せるに外ならぬを意味して居るのて、この如意珠身、藥王樹身の二身は、大慈大悲の意輪より發動するのてある、又說法には天鼓、毒鼓の二ありて、天鼓とは微妙柔輭の聲を以て顯正的攝化をなすもの、毒鼓とは莊重勇健なる聲を以て破邪的教化をなすものてある、この破邪顯正の二大說法は、亦意輪の大慈悲より出てて大藏の經々とはなりしなり、されば天台智者大師は釋すらく

慈悲、身口に薫じて、二身の應現と、二鼓の宣揚とあり、と

この語、簡にして能く佛陀の力を示されて居る、心あらん人は、三誦して忘失せざるやう致されたい、この三輪の妙化を、一言にして佛力と稱し、讃歎して、神通之力と云ふのである、この佛力は、今に始まりたるにあらず、無始久遠より常住にいます佛陀の妙用である、この妙用は、前文に示めせるが如く、慈悲を源泉として發動するので、佛身は慈悲体なり、說法は慈悲語なり、濟度は慈悲の收獲なり、毎自作是念の念願、吾等に通じて、こゝに速成就佛身の妙益を享有するのである

この佛陀の慈悲を、且らく分つに二あり、隨自の慈悲隨他の慈悲是れなり、隨自の慈悲とは、絕對的の慈悲にして佛陀自身の思召のまゝなる無上の佛身を成就せしむるを指し、隨他の慈悲とは、衆生のその分に應じて煩悶し懊惱せる痛苦を悉く愍み給ひて、當分の益を與へ給ふのである、縱令愚痴の爲めに病めるも、暗鈍のために溺るゝも、その事の如何を問はず之に同情して、その目前の痛苦を拔かんと欲ぼし給ふのである、毒箭の譬を擧げて之を說き給ひぬ、人の毒箭に中てられて苦めるを見ば、その何故なるか、その何者なるか等の事を問ふよりも、先づその毒箭を拔き取りて、その痛苦を除きやらねばならぬ、その如く衆生が如何なる原因に依るも、如何なる思想に依るも、如何なる地位にあるも、それは問ふを須ゐぬ、一刻も早くうの煩悶苦痛を除き遣はすやうすべしと仰せられて居る、大乘涅槃經に

一切衆生の異の苦を受くるは、如來一人の苦なり

と說けるは、正しくこの意を示せるものであつて、同情の眞意極致を喝破せるものではあるまいか

佛陀の慈悲は、斯くの如くに絕對的の隨自の慈悲としては、吾等を最上の妙覺に登ぼせて、佛身を成就せしめんと慈念し給ふと同時に、相對的の隨他の慈悲としては、吾等の愚痴暗鈍にして區々たる妄想裡に苦悶せるをも愍念し給ふて、先づこの直接の苦悶を除いて

歡喜法悅を得せしめ、更らに無上菩提を成就せしめ給ふのである、この隨自、隨他の二面の慈悲を一括して佛陀の慈悲と稱するので、今の釋迦牟尼佛の人類に降誕し給ひしは、正しくこの二面の慈悲を施すものであつて、先づ世間を救ひ、更らに未來永遠の本体を救はんとし給ふのである、妙法華經授記品には

大雄猛世尊、常に世間を安んせんと欲ぼし給ふ

と說き、藥草喩品には

世間の樂、及び涅槃の樂を得せしむ

と說き、壽量品には

歡喜の心を發さしめ
速に佛身を成就することを得せしめん

と說き、大乘涅槃經には、大迦葉の讃佛偈に

世間を憐愍し給ふ大醫王
佛は、世間に隨ひ給ふこと犢子の如し、是の故に大悲牛と名くるを得
如來の功德は、十方に滿てり、凡下の無智、讃する能はず、我れ今慈悲心を讃歎す、身口二種の業を報せんが爲めなり
天身及び人身を現じ給ふと雖ども、慈悲の隨逐は、犢子の如し、如來は、即是れ衆生の母なり
憐愍の心、豈んにして苦を覺へ給はず、故に我れ拔苦者に稽首し上る
佛は、一味の大慈心を具へ衆生を悲念し給ふこと、子想の如し、衆生、佛の能く救ひ給ふを知らず、故に如來、及び法僧を誘ず
唯諸佛あつて能く佛を讃せん、佛を除いては能く讃歎する者なし
我れ今唯一法を以て讃せん、所謂慈心もて世間に遊び玉ふ、如來の慈は是れ大法聚なりと
諸君、色心を清めて靜かにこの聖語を拜せよ、佛陀の靈威の直ちにその心腑に下るを覺ふるであらう、「所謂慈心もて世間に遊び玉ふ、如來の慈は是れ大法聚なり」、との二句十四字は、殊に心肝に銘ずるではないか

この前句は、隨自隨他の慈悲に於て隨世間の慈悲即ち隨他の方面を歎じ、後句は、その慈悲即眞理の結晶な

るを示す、彼の佛身觀に迷ふて抽象的理身や、萬有神教的見地にある者、この文を見て如何の感想をか浮ぶる、又彼の他佛を緣じてこの隨世間の佛陀、即ち人類降誕の釋迦牟尼佛を忘れたる人々、この文を拜して驚覺する所なきか、汝等罪業深ふして、この間の妙旨、この間の正義に感孚する能はざるか、我執を去てよ、詭辯を止めよ、佛教徒の渴仰の對象は、この二句の明教に在りても、己に分明ではないか

聖祖は、法華經を信ずるとは、その信仰の意識は必らず釋迦牟尼佛を渴仰するものたる所以を示し給ふ

心なき女人の身には、佛住み給はず、法華經を持つ女人は、澄める水の如し、釋迦佛の月宿らせ給ふ、譬へば女人の懷み始めたるには、吾身には覺ねねども月漸く重なり日も屢過ぐれば、初めにはさかと疑ひ、後には一定と思ふ、心ある女人は、男子おんなをも知る也、法華經の法門も亦かくの如し、南無妙法蓮華經と心に信じぬれば、心を宿として釋迦佛懷まれ給ふ、始めはしらねども、漸く月重なれば、心の佛夢に見ゑ喜ばしき心漸く出來し候べし(聖語錄四十七)

この聖訓中の「南無妙法蓮華經と心に信じぬれば、心を宿として釋迦佛懷まれ給ふ」との指教は、正しく法華經の信仰は、完全なる意義に於て佛陀を渴仰するものなることを示されたのである

此の佛の御功德をば、法華經を信ずる人にゆずり給ふ、例せば悲母の食物の乳となりて赤子を養ふが如し、今此の三界は皆是れ我が有なり、其の中の衆生は、悉く是れ吾子なり等と云云教主釋尊は、此の功德を法華經の文字となして、一切衆生の口になめさせ給ふ、赤子の水火をわきまへず、毒と藥とを知らざれども、乳を含めば身命をつなぐが如し(聖語錄十四)

この聖訓は、佛陀と妙法蓮華經の聲字との調和的關係を示せる適文であつて、この意義を會得すれば、尤も穩健なる信仰が得らるゝのである、即ち佛陀は母の如く、眞理や智惠や功德は食物の如く、妙法の文字音聲は乳房の如く、その乳房を傳ふて、佛陀の功德は、吾等赤子の信仰の口より入りて、本覺の妙体を養ひ、知らず識らず成長して、妙覺果滿の佛身を顯得するのである、故にこの聖訓は、佛陀の功德は必らず妙法の聲字を通ふして我手に歸するを敎へ、佛陀に對する渴仰は、必らず妙法蓮華經の文字音聲をその接觸點とすること、赤子の乳房に向ふが如く、病者の良藥を飲むが如く、戀佛愛法の心、潑々として起り來るべきを示されたのである

佛大慈悲を起して、妙法五字の袋の内に、此の珠をつゝみて、末代幼稚の頸にかけさしめ給ふと、(聖語錄二四二、本尊抄)

佛の大慈悲を中心として、妙法の五字に功德の寶珠をつゝみつ、本化の大士は、我等の信仰を敎發すべく聖祖上人として出現し給ふたのであつて、この觀心本尊鈔總結の文に於ても、本門常住の三寶を調和的に宣示し給ふてある、拜せん人、心せねばならぬ(次續)

當躰義抄(三)

齡八十四老比丘　坂本日桓　講義

△大圓覺修多羅了義經ニ云ク一切諸ノ衆生無始幻ノ無明ヘ皆ナ從ニ諸ノ如來ノ圓覺心一建立ス云云文　此の經文の二十字は、分て二段、初の二句十字は、如來所現の權造の衆生を擧げ、次の一句十字は、如來能現の心法を擧げたる經文であります、偖て此の經文の講義已前に一言申し述て置きまする事があります、此の經文に一切諸衆生と說てある此の衆生の事でありますが、衆生には權造と實造と此の二種の衆生があります、其の權造の衆生と申すは、佛が衆生濟度の爲めに、十界の形像を權りに構造して濟度しまするを權造の衆生と申します、所謂觀音妙音等の三十三四身を示現したる如きの者である、其實造の衆生と申すは、我等が如き者が、善惡の業因に依て善惡の業果を感得したる此の身躰が實造の衆生と申すて有ます、今此の經文の諸衆生と說れたるは權造の衆生であります○是れより經文を消釋致します、佛が衆生濟度の爲めに權に構造したる十界の一

切衆生、無始幻無明の身躰は（無始幻無明と申すは一切衆生の有爲有漏の身躰をさして申されたのでありまず、此の身躰は無始本有の者なれば無始と申します）皆諸の如來の圓覺眞如の妙心より建立したる者であると說れたる經文であります

（經の圓覺心と申すは眞如の妙心のことである此の眞如の妙心は六凡四聖の身心にして眞如心より十界染淨の二法が發起したる者なれども衆生は此のことを悟らず唯佛與佛のみ覺かに覺りたるが故に佛界の心法を圓覺心と申のであります）

△天台大師ノ止觀ニ云ク無明癡惑本ト是レ法性、以ニ癡迷一ッ故ニ法性變ノ作ニ無明ト云云　此の文は止觀第五の卷に出てあります、此の四句十八字は分て二つ、初の二句八字は不二門に約して躰一を明し、次の二句十字は二面門に約して躰二を明す、此の文を消釋すれば無明癡惑とは九界の衆生のことであります、是れは此れ衆生の能迷の心法を擧げたるのである、九界の衆生の無明癡惑の迷心は本來是れ眞如法性の佛心でありしなり、衆生が悉癡迷惑したる故に、法性眞如の佛心が變化して無明癡惑の迷心と作りたる者也と釋したるである

△妙樂大師尺ノ云ク、理性無レ躰全ク依ニ無明一、無明無レ躰全ク依ニ法性一云云　此の釋の文は玄義の釋籤一の卷にあります、此の釋の文の四句十六字は分て二つ、初の二句八字は、法性の無躰を明し、次の二句八字は、無明の無躰を明したるのであります、此の文を消釋しますれば、眞如の理性なる者は、一定の法躰があつて獨立が出來る者ではありません、全く無明と云ふ煩惱心に依て住して居るのである、所謂九界の迷心に佛界の理性が具足してあるを、斯く釋したるのであります、次に無明の迷心なる者も、一定の法躰があつて獨立が出來る者ではありません、全く眞如法性の佛心に依て住して居るのである、所謂佛界の悟心に九界の迷心が具足してあるを斯く釋したるのであります、經に從ニ無住之本一生ニ一切之法一ッとき て、眞如の無住の本より十界染淨の一切諸法を發生した者であります、斯の通り消釋しますれば、此の引證の籤文は上みの理性無躰全依無明の二句のみにて事足りたる樣に思はれまする、然れば次の二句八字は相從して引きたるのであります

△無明ハ所斷ノ迷、法性ハ所證ノ理也、何ノ云ニ躰一也一乎ト云フ不審ハ、以ニ此等ノ文一可レ得レ意也文　此の四句廿九字の判文には、兩向の釋義があります、一には伏難を造する

義と、二には捨惡迷無明と云ふ句の捨の字に就て論ずる義との二義であります、先づ初の伏難を造する義を辨明しますれば、向さに惡迷の無明は所斷の九界の迷法なれば捨て取るな、善悟の法性は所證の佛界の妙理なれば之れを取りて修行の本とせよと仰せられてある然れば無明は惡迷の躰にして法性は善悟の躰なれば其躰分明に善惡迷悟の不同がある、其れを躰は一なりと云ふは、甚だ以て不審なる理由であると云ふ疑が口には云はねども心の中に伏してある、之れを伏疑と申します、此の伏疑を造する無明と法性と其躰一也と申したるは、性德不二の法門に約して論じたる者である又た向に捨ニ惡迷ノ無明一ッ善悟ノ法性ッ可レ爲レ本ト也と申したるは、修德二面の法門に約して論じたる者なれば上に引きたる修得二面の經釋の此等の文を以て意得れば、二面と不二と衝突したる不審は晴れる者であると造したる妙判である、此義なれば此の妙判の文は上みの文に屬して見たる者である、是れが一義である、又次ぎに捨の字に就ての一義を辨明しますれば、捨の一字の義は、九界は無明の迷なり佛界は法性の悟なりと云ふ迷悟の差別を立てたる妄情を捨て、迷悟の二法は俱に一心眞如の妙躰なりと達觀すれば、迷の無明と悟の法性と其躰一となる故に、次ぎ下の文に正無明法性ト、其ノ体一也と判じてあると云ふ、是れが一義である、此の義なれば此の四句廿九字の文を下の判に屬して見たる義である、此の義は祖判の現文に背く惡義である、不審の二字は、疑の語なり、此の義なれば不審の二字を辨明したる所はなく特とに以ニ此等ノ文義一可レ得レ意也と云ふ此の文に背く、此等の二字は上の文を指したる語なり、然るに反覆して下の正ノ無明法性其ノ躰一也ノ文に符合したるなりと云ふは不可中の不可なる義なり、初の義を正とするべし

△大論九十五ノ夢ノ譬、天台一家ノ玉ノ譬、誠ニ面白ク思レ之ッ文　此判の意は、龍樹菩薩の大論九十五の卷に出し擧てある上の夢の譬と、天台大師の摩訶止觀の六の卷の破法徧の下の釋の文の中に擧てある水精の玉の譬は、上にて引き擧て辨じた通り誠に愉快に面白く譬へたる者

てあると思へますと云ふ判なり

△正ノ無明法性其ノ躰一也ト云フ證據ハ　文此の文より下此釋分明也と云ふ九行三字は、上みに分文して聽かせた通り無明法性躰一の證據に一經一論を引きたる判てあります

△法華經ニ云ク、是ノ法住ニ法位ニ世間相常住ナリ云云文　此の經文は敎行人理の四一開會の中の理一開會の文てあります、今消釋しますれば是法の二字は十界三千の迷悟諸法を指して是法と說きたるのてある、次に法位の二字は實相眞如の妙理を指して法位と說きたるのてある世間相の三字は五陰世間、衆生世間、國土世間の三千世間、差別の相を世間相と說きたるのてある、常住の二字は能住の十界三千の諸法も、所住の實相眞如の妙理も、俱に無始常住なれば、常住と說れたるのてある、經文の意を辨明すれば十界三千の染淨の諸法は、實相眞如の妙理より生じたる者てある、此の所住の十界三千の諸法は、能生の實相眞如の理位に住する者てある、必竟能生の眞如が常住の者なれば、所生の諸法も常住てあると云ふ經の文てあります、宗祖が此方便品の文を引かれたるは、無明の九界と法性の佛界とは俱に眞如の妙理より出生したる者なれば、無明と法性とは能生の理躰は一躰不二して無差別の者てあると云ふ證據に、此の二句十字の文を引かれたるのてあります

△大論ニ云ク、明ト與ニ無明一無シ異無シ別、如シ是ノ知ル者ヲ是ヲ名ニ中道ト云云文　此の文を辨明しますれば、明とは佛界のことて、無明とは九界のことてあります、其處て行者が明の佛敎と云ふ者が本來有る者なりと知見したるは、佛界の一邊の知見に陷り、又た無明の九界と云ふ者が本來有る者なりと知見したるは、九界の一邊に陷りて、二邊の差別が立つから、中道てはありません、此の明と無明との十界の二邊は即眞如の妙理なる者なれば、無異無別にして一味平等なる者てある、と如是知見したる行者を中道實相の妙法を知見したる者と名けたるのてあると、龍樹大士が申されたるなりと引れたる判てある

△但シ眞如ノ妙理ニ有ニ染淨ノ二法一云フ事ノ證文甚ト多シ之文是より下の此釋分明也と云ふ文に至るの六行十四字は、上の法性ノ妙理ニ有ニ染淨ノ二法一判じたる文の證據に、二經と二大師の釋を引かれたる妙判て有ります、さて判文の意は但し眞如實相の妙理には九染一淨の二法が具足して有りと云ふ事の證據の文は、諸大乘經に多々之れあるけれども、昔の華嚴經と今の法華經と及び南嶽毘陵の二大師の釋の文ほど分明に設き釋したる經釋は無き故に、是れより引て聽すべしと前置をしたる判文て有ます

△華嚴經ニ云フ、心佛及ト衆生是ノ三無シ差別一文ト、與ニ法華經ノ諸法實相ノ文ニ不レ可レ過ク也　文さて此の最初に引きたる華嚴經の文の意を辨明しますれば、台家の觀心に佛法は高し衆生法は廣くして觀じ難たし、故に心法は行者の身に切近にして觀し易き者てある、此の所以にて心法を觀ずると云ふ意味にて引れたる妙判てはありません、此の引證の趣意は、心法は都て十界に亘りし者なれば、染淨の二心を具してある、佛法は淨法て衆生法は染法なる者てあるが、此の淨染の二法は眞如の妙理より發生して十界萬法の事相に現はれたる者てある、然れは心法も佛法も衆生法も皆な眞如なれば、實に三法の異相なくは無差別なる者てあると引かれた妙判てあります

△次に方便品の諸法實相の文を辨明しますれば、諸法とは九染一淨の十界を諸法と申し、實相とは十如是の始めを擧て實相と申したてある、實性、實躰、實力、實作、實因、實緣、實果、實報、實本末究竟等の此の十法が眞如の妙理てあるから十如と申すのてある、此の文を引證したる所以は、眞如の妙理に無始本有として染淨の二法が具足してあるから染淨の二緣に隨て九染一淨の十界が發生したる者てある、と引きたるのてあります

△南嶽大師ノ云ク、心躰ニ具ニ足ス染淨ノ二法一而無ニ異相一一昧平等ナリト云云文　此の文は南嶽大師の大乘止觀の上卷に、不一不異の法門に約して染法の九界の心躰と、淨法の佛界の心躰を釋したる中に於て、此の段の所用な

る不異の釋の文を取意して引れたるてあります、其不異の文を辨明しますれば、不異と申すは九染一淨の十界差別の事相の外に、別して眞如清淨の妙心を求覓べき者ではない、其所以は眞如清淨の妙心を全ふして九染一淨の十界差別の事相が生起したるのてある、此の九染一淨の十界差別の事相を全ふして眞如清淨の妙心に歸するのてある、譬へば清淨の水が風の緣に值へば清波が起り濁波が起ります、然れども起り現はれたる清濁の波の外に水があるのてはない、其波が即水てある、其水が即波となるのてある、此の譬への通りなる者て、清淨眞如の妙心の水より染緣の風に隨へば九界の濁波が起り、淨緣の風に隨へば佛界の清波が起るのて、此の起り現はれたる清濁の九染一淨の波の外に、眞如清淨の妙心の水はなき者てある、然れば則ち九染一淨の波と眞如清淨の妙心の水とは其躰同一なる者にして、敢て異なる者てはない、と談ずるのが不異と申すてあります△偖て不一の釋は妙判の當所に於ては不必用の釋なれども一列相連の釋なれば序に辨明して鶏せませう、其不一と申すは九染一淨の十界差別の事相を見計して、此の十界差別の事相には生滅がありませす眞如清淨の妙心には生滅はありません、其の生滅無常なる者を以て常住不滅の者と法躰が同一とは申されません、譬へば波と云ふ者は或る時は起り或る時は滅して起滅があつて、無常なる者てある、其處て水と云ふ者は起滅がなく年中常住にして不變なる者てある、此の譬の通りて九染一淨の十界差別の事相の波には生滅があつて無常なる者てある、眞如實相の妙心の水は生滅なく常住てある、然れは生滅無常の十界差別の諸法と不生不滅の眞如常住の妙心とは、其妙躰は決して同一なる者てはないと論ずるが不一と申す法門てあります、是れは此れ事理差別門の眼より立て論じたる法門てある、前の不異の釋は事理圓融門の眼より立て論じたる法門てあります、不異も不一も孰れも其理屈があつて論じたる者てあります、何れも非とすべき者ては有ません

△偖向さに辨じたる不一不異の法門は大乘止觀の意を

取て辨じたのてある、是れより宗祖が南嶽大師の釋の文を取意して引れたる文に對して講じて鶏せませう、心躰とは實相眞如の妙心の法躰と申すことてあります此の眞如の妙心の法躰には九染一淨の十界の諸法を具足して有るによりて、染淨の二緣に隨て九染一淨の十界差別の事相が生起したのてある、而も九染も眞如の心躰より生じて眞如なり一淨の佛界も眞如の心躰より生じて眞如なれば、差別の異相なく一味平等なる者てある、例せば諸川大海に入れは同一の醍味となつて異相なく一味平等なると同じ道理てある、と染淨の二法の躰一の證據に引きたるのてあります

△又タ明鏡ノ譬、眞實ナルハ一二ナリ也、委ッハ如ニ大乘止觀ノ釋ノ文さて此の判文の一二也の三字に、つまびらかなりと調點を付したる妙判を見たことが有ました、實に可笑しき調點て有ます、一二なれば不完全の數にして全く數を盡した者てないから、審てはない、一十とあらば完全の數てあれば義を以て訓じたならば審とも讀れるかもしらん、是れが一つの可笑しき事てある、又た明鏡の譬は眞實につまびらかも也と讀ませるならば、前に審かに譬へを擧げたる判文がなければ成らぬ、而も一言たりとも明鏡の譬を擧げたる判文が有ません、何處を指して明鏡の譬が審かてあります、是れが二つの可笑しき次第てある、又た明鏡の譬眞實一二也委は大乘止觀の釋の如しと讀せるとならば、大に可笑しき煩重の文章てある、如何となれば上みに一二也と書て次の句の初に委さとある、委しきは審かと云ふ語てある然れば明鏡の譬の眞實に一二也委は大乘止觀の釋の如しとよむ歟、斯くよむならば文章に煩重の失がある、其失を宗祖に課付んとしたるは前後の勘辨もなき三つの可笑しき次第てある、又此、判文の眞實の二字は如何取扱はれたる乎、夫れ眞實とは不眞實に對する語なり、事つまびらかに述べざれば不眞實と云ふか孔子は思無邪の一句を以て眞實とし、尺尊は以要言之の一句を以て眞實としたり、事多言に亘り物多辨にあらずんば眞實にあらずとは、何の典據かある、是れが可笑しき次第の四つてある、又汝那の如き無法の調點

を傍附し、初心の者を欺き、失を宗祖に課付て日好が扶老に與同して、宗祖の親撰にあらず後人が添加したる僞書なりと言はんと欲する乎、淺薄數了見なり是れ可笑しき次第の五つなり、然れば則ち何と訓點して宜しきや、答訓點するに及ぶ可からず、文字の儘に一二也と讀むべし、其所以は上みに引きたる水精の玉の譬も一二也、次の夢の譬も一二也、此の明鏡の譬も一二也である、先づ玉の譬の一二と云ふは、一とは水精の玉の躰を指して一と申す、二とは火と水とを二とす、曰く水精の玉の躰は一なれども、日輪に向へば火を取り、月輪に向へば水が取れる、是れが一二と申すてある、次に夢の譬への一二と云ふは、一とは所見の夢の一心を指して一と申す、二とは見る所の夢の善き業と惡き業とを二とす、曰く所見の夢は一心の所作なれども、善き業をなす夢と惡き業をなす夢との二の夢を見る、是れを夢の一二と申すてある、三には今の明鏡の譬への一二と云ふは、一とは明鏡の躰を指して一とし、二とは鏡中に現ずる醜像と美像とを二とす、曰く此の虛靈不昧の明鏡の躰は一なれども、此の明鏡の躰の中に醜美の二像が具足して有るから、醜の緣に値へば醜の像を現じ、美の緣に値へば美の像を現ずるのてある此の明鏡の譬を法に合すれば、實相眞如の明鏡に染淨の醜像と淨法の美像が具足してあるに依て、染緣に値へば九界の醜像が現じ、淨緣に値へば佛界の美像が現ずるのてある、是れを約言すれば、玉も夢も鏡も一の躰から二の物が出づるを一二と申すてある、斯の如く甚深微妙の判文の文字を無意味に一二也と訓點を附けたるは、何にたる盲眼滅法の所見てあるか、今の妙判の意を辨明しますれば、上みに判じた玉と夢との二つの譬の外に、又た南嶽大師が心躰に染淨の二法を具足したる事に就て明鏡の譬を衆てある、眞實に一躰に二法が具足してある理由が分ります、今此の譬の文を引て判ずる事は略します、委く此の譬を知らんと欲せば大乘止觀の上卷に釋してあるから開て見よと云ふ祖判て有ります、聽講の衆よ迷ふべからず

△又タ能ク尺ニハ、籤ノ六ニ云ク、三千在レハ理ニ同ジ名ニ無明ト、三

千果成スレハ感ク稱ニ常樂ト、二千無ク改ク「無明即明、三千並ニ常俱躰俱 用ト文 先つ最初の一句八字を辨明しますれば十界三千の諸法は無始より其躰とりもなほさず即實相眞如の妙理なる者てある、然れども一心三觀の智を以て一心三諦の境を觀じて修顯得躰せざる限りは在理と申して、眞如の妙理が無明の迷雲の中に在て顯はれざれば、眞如の明の佛法も同じく無明と名けて明の名を立ることならぬのてあると云ふ釋なり、是れは在纏の眞如と申して、九界の迷の無明の中に在る眞如てある譬へば未だ冶練せざる鑛石の中に在る黃金のやうなる者てある○次の一句八字を辨じますれば、上みの三千在理の眞如の妙理を悟らんが爲めに、一心三觀の智を磨き一心三諦の境を照して在理の眞如の佛法を修顯得躰すれば、無明の迷雲が消へ失せて眞如法性の月が顯れ、三千の諸法一一に皆な常樂我淨の四德波羅密の眞如の佛法と稱する者てある、今は四德の中に於て常樂の二德を舉て我淨の二德を略したてあります、譬へば鑛石を鍛冶て垢穢を除去て眞の黃金を取りたる樣な者てある、是れは出纏眞如と申して、上の譬の如く鑛石の無明の垢を除き黃金の眞如の實を得たる者てある、又第三の句を辨じますれば、三千の諸法は本來實相眞如の妙理なる者てある、然ども九界には迷の無明があり、佛界には悟の明が在て、是の如く事相には迷悟の差別はあるけれども、眞如の妙理は九界の迷にあつても減もせず不改の者てある、佛界の悟にあつても增もせず不改の者てある、九界の迷の無明の躰は即もなほさず佛界の悟の明てあると云ふ尺なり、次に第四の句を辨明しますれば、三千の諸法は一々皆な常住なる者てある、故に經文に諸法住法位世間相常住と說れたり、此の經文の意は上の引證の時に委く辨じましたから略します、次に俱躰俱用のことを辨じますれば、理具の三千は俱に躰と釋しまして、眞如妙理の中に具足してある迷因の九界の衆生も悟果の佛界の人も俱に躰てある、又た事造の三千は俱に用と申して、理具の三千の諸法が染淨の緣に隨て九界迷染の衆生となり佛界悟淨の佛となつて、佛は佛の力用をなし、菩薩は菩薩

の力用をなし、乃至地獄は地獄の力用をなしたるを俱に用と申すのである、と釋したる文であります、如是理事事用の釋は像法適時の法門で、末法相應の法門の俱躰俱用は是れと大に異なる者であります、當御書の正直捨方便の下に於て辨じて聽せます

△此尺分明也偖て上に於て辨じました四句の文の中に引證の必用なるは第四の句にあります、此の一句の結釋の文の意は、眞如の妙理に十界三千の染淨の二法を具足したる證文は、第四の句の俱躰俱用の此の釋に分明なりと結釋したるのて有ます

自我偈講話(二)

關田養叔講話

題號

妙法蓮華經如來壽量品第十六

題號の中に、「如來」とは如は「無作にして常住」といふこと、來は「現はれ來る」といふことて、此の天地の間には誰れ人の手に依て造られたものてもない本より無作にして少しも變らない眞實の不思議の法がある、此の法を證り此の法を救濟の力として此の世に現はれ來るといふことが「如來」と云ふ二字の意味て、即ち、如來とは佛性のことてあります、こゝに言ふ如來とは、久遠實成の釋迦牟尼如來のことを申すのてあります、「壽」とは、壽命といふことて「いのち」てある「量」とは、量るといふことて物の數を勘定することてあります、久遠の本佛釋迦牟尼如來の壽命といふものは、死ぬる盡きるといふことは無い、過去現在未來三世に亘りて數限りなきものてある、此の常住不滅の壽命を有ちて、大慈大悲の佛事を十方法界に作し給ひて、我等を御救濟下さるのてある、此の如來の御壽命は、久遠の昔より數限りなきもので常住不滅といふことを說き量るといふのが「如來壽量」の四字て、所詮、如來の壽命の限り無きを顯はすと共に、如來の慈悲の廣大無邊なることを顯はすのてあります、「品」とは、當時の書物に云ふ所の第一篇とか第二篇とか云ふ「篇」といふ字と同じ樣な意味て、經文の中の義類の

相ひ同しきものを一篇に聚めたものを「品」と云ひます、「第十六」と云ふは、此の壽量品は、妙法蓮華經の第十六番目に當るからてあります、

壽量品の說相

前に申して置きました通り、自我偈は、壽量品の肝要を取つたものてあるから、自我偈の意味を解るには、是非とも壽量品の微畧の說相をば、豫め心得て置く必要がある、依て自我偈の本文を講ずるに先ち壽量品の說相を一通り御話し致しませう

* * * * * * *

爾の時に、釋迦牟尼佛は、座に會り居る大衆に向ひ、汝等如來の誠諦の語を信せよと、三度まても繰り返して告げ給へば、大衆は一心に掌を合せながら、何卒說き給へ我等は佛の御語を信じ奉りますと。三度まて申し上げ、猶復、何卒御說き下さりませ佛の仰せならば何事も信じ奉りますと、重ねて御請ひ申上げた時に佛は、大衆の熱心强盛なる御願を察し給ひ、更に復大衆を誡めながら一大事の法門を說き出した、

汝等諦かに聽け、世間の者は、如來の不思議の力用を知らないて、皆今の釋迦牟尼佛は、十九歲て出家して、三十歲の時成佛したる今日はじめての佛と思ふて居るけれど、其の實は、成佛してより、無量無邊百千萬億那由他劫といふ、數限り無き年月を經て居つて、菩薩ても二乘の人ても思ひ測ることの出來ない程久しい、斯る久遠に於て、成佛してより、常に此の娑婆世界及び餘處の千萬無量の國々に身を現はして法を說き衆生を救濟けた、此の間に、或は燃燈佛、阿彌陀如來、藥師如來、大日如來、其の他種々の佛と說いて或は長き壽命を示し或は短き壽命を示し、これと共に大小の形體を現はして法を說いたのは、皆一切衆生を利益せん爲めに、方便して示したのてある、

如來は衆生を度脫る爲めに、妙法の理に契へる法身(已身)の形を說き、或は、衆生を利益する應身(他身)の相貌を說き、或は佛界(已身)の相を示めし、或

は九界（他身）と云ふて、地獄、餓鬼、畜生、役人、商人、農夫等、種々の形相を示めし、或は、正報（己事）と云ふて、禽獸蟲魚の如き生ある物の形體を示めし、或は依報（他事）と云ふて、無生物の相狀を示めして、山となり河となり石瓦となり草木となつた、これ皆衆生をして、佛果に致したいと思ふて、種々に身を變じ種々に法を說くのである、是らの所作佛事は、久遠の昔より引き續いて居て今に至るまで暫らくの間も廢めない、

此の如く、如來は成佛してより、甚太久遠して決して滅度にはならないが、佛が常に此の世に在ると思ふと、凡夫衆生は、憍恣に爲つたり厭怠になつて了ふそれ故、如來には容易に遭ふことが難ないものだ、如來は恭敬渴仰べきものだと云ふ心を起させて、成佛の大善根を種ゑさせようと思ふて、如來は、其の實は滅しないけれども、假りに滅度の相を示すのである

ある處に、學問が有つて藥の調合に手練て居て病氣を治すに上手な御醫者があつた、多數の子息を持つて居つたが、仔細あつて遠い餘國へ參りました、其の留守中に、子供等は、他の人が持つて來た毒藥を飲むて、其れが爲め、苦み悶ひ地に宛轉つて居る、この時に父たる醫者が歸つて來て見るとコレハ大變、子供等は、父を見て、願か壽命を助けて下さいと拜跪て居る

父は、種々の好い藥艸を調合して、此の大良藥を服めば、速に病氣が治ると言ふて、子供らに服せた、

子供の中にも、本心を失はない者は、其の藥を飲んで忽ち愈り、又、本心を失ふたものは、此の藥は不美だと云ふて服まない、

そこで、父は方便を以て此の藥を服ませやうとして、子供等に對ひ、父は老衰になつたから遠からず死なねばならぬ、是の良き藥を留め遺して置くから必ず服むがよい、必ず病が差るからと、言ひ置いて、復他國へ行き、それから、使を遣して、汝の父は死んだと傳言さした、子供らは大そう憂惱して、若し父が在れば我等を憐れむて救護下さるであらうに、今では他國で相果てられ、我等は孤露となつたと悲み、遂に氣が

復いて本心になつた、乃て、父が留め置いた藥を服むと、忽ちに、毒の病が皆愈つた、これを聞て、父は復本國に歸り來つて、子供らに面會した、

是の譬喩の如く、佛も亦、成佛してより、無量無邊百千萬億那由他阿僧祇劫と云ふ程久いが、この間に於て、妙法蓮華經の大良藥を、一切衆生に服ませて救けてやりたいと思ひ、衆生を憐む大慈大悲の意輪から實は滅度にならないけれど方便力を以て滅度になると言ふのである、

されば誰人たりとも、佛陀は虛妄を示すものだと言ふものは無からう、否や否や却つて、如來の大慈大悲の御力を有り難く感ずるであらう、

爾の時に世尊は、これまで說いた義を、再び重ねて宜ようとして偈を說かれた、

＊　＊　＊　＊　＊　＊

これまでが、壽量品の長行の說相でありますが、最後に、『偈を說かれた』とあるが、此の偈とは自我偈を指すので、壽量品の長行が終つて、これより次下に自我偈を說いたのであります、

寄書

精進論

（千葉町立正安國會にて）

中村日錦

本日は精進と云ふ事に付て、少しくお話を致し度と存じます、實は昨日竹內師がお見になられまして、明日千葉に立正安國會の講演があるが出席してはとの、御進めでしたから、直に承諾の旨を申し出席する樣な都合になりました、申迄もなく、この千葉町は、全縣の行政發動の地でありまして、以何なる事業に付ても、其の一擧一動は、忽ち全縣下に波及しまして、其の影響する處は深大でありまする、而して亦た本縣は、蓮祖が閻浮統一の天職を遂行すべく降誕し給へる發祥の淨地であり、亦た泰師は京都より來られて、宗敎史上

に一異彩を放てる、七里法華の靈域を構成し給ひ、其の他常樂院經師の如き、啓蒙日講師の如き、鑑冠日親師の如き、本化教團の發展史を繙くならば、以何に聖祖の教風と本縣下とは、特別なる因緣關係と云ふ者の存在する事が知れまする、此の如き深甚の關係がある本縣であつて、其の首腦である處の千葉町は、今ぞう云ふ狀態であるか、吾が聖祖教團は、存在せぬてはない、去れど事實を呈露すれば、外教權門の徒輩が旗鼓堂々取り圍んで、法皇の軍營、ややともすれば打破せられんとする、慘憺たる狀況である樣に見受らるゝ、誠に御同樣殘念な次第であると申さねばならぬ、是れには種々なる原因も有るかは知ませぬが、自分の觀察では、勇猛精進の妙行が欠て居るのが一大原因であらうと思われます、然るに今回竹内師や古川の各氏が奮然お起ちになられて、再び立正安國會を組織せられ、法華經王の大旗を本千葉町に翻して、聖祖の教風を顯揚しやうと云ふ事は、自分等の深く隨喜讃歎する處である、

扨て精進と云ふ事は、どう云ふ譯かと申せば、佛教には三乘の人が修學すべき方法が定められて有て聲聞は四諦の法、緣覺は十二因緣觀、菩薩は六度滿行、即ち是れである、而して精進行は、菩薩の修せらるゝ第四位の行てあります、此の精進を通途解釋してあるに據ると、昔し大施太子と云ふ方が有て、海中から一寶珠を得た、然るに龍神に奪取せられて非常に困難せられ、大誓願を起して、貝杓子を以て、大海の水を汲干うと五六分迄海水を汲干せしに、龍神は此の行動を非常に畏敬せられて、再び寶珠を手から献上したと、記されてある、實にそうである、此の洋々漫々たる大洋の水を干そうと云ふ事は、菩薩の絶大なる勇猛精進力に據らなければ、不可能てあると思れる、而して此の如き事例は眞の精進てあるとして、吾等凡夫の分際に實行せらるゝかどうか、若し到底實行が不可能てあるとして、精進は吾等に不適法とし打捨て差支はないか、否やそうてない、菩薩の如き精進は不可得なりとするも、此の勇猛精進といふことは、人世以何なる方面に

も、最大必要の條件て有て、一日片時も忘失してはならぬ事柄てある、あまり精進を高度に解釋して、實行し樣とするから非常に困難に思はれて、精進は菩薩の御修行てある、凡夫の關知する事てはないと、棚へ上る樣な事に成るのてある、去れど是れを極平易に理解すれば、なんてもない事て、勇往邁進とも云るれば、亦たズン〳〵やれとも、解釋がてきるのてある、して見れば、思た事は、ズン〳〵決行して、遲疑せん樣すれば、其が即ち精進と云ふ事てあつて、向上發展の道を得らるゝので、菩薩の精進行といふ者も、即ち其れに外ならぬのてある、然るに人間と云ふ者は、變なもので、年を取たり、多少智慧や經驗を積てくると、小兒の樣にソー言ひもし實行も出來ぬ樣になつて、氣の毒だとか、餘りやり過ぎはせぬかとか、色々と道理を付て、遂に因循姑息に陷つて仕舞樣になる、或は亦た此の事は善だろうか惡だろうか、成効するか失敗するかと種々な迷想思索に耽つて、漸く起り來れる發奮興起の念、向上進取の心を、雲煙霧散し去つてしまふ、誠に情けない事てある、是れは何故かと云ふに、己が少量の頭腦に信頼するか、亦た自己中心主義に制せらるゝ處の弊害てある、要するに以何なる場合に於ても此の精進と云ふ事を離れては、成効せぬ者てあるとすれば、常に精進を妨害する處の自己中心的考へや、少量の頭腦に起る處の迷想は打捨て、勇猛精進なる、即ちズン〳〵やると云ふ處の行爲觀念を活動させんければならぬ、彼の戰爭に行く處の兵士も、己が頭腦に起る處の利害や忘想を呼び起したならば、死ねる者てもなく、武名を輝すと云ふ事も出來ぬ、然るに君の爲と云ふ一念に、ズン〳〵進むが故に、其の戰も大捷を獲て、絶大の動功をも建てる事がてきる、亦た彼の忠臣義士と稱揚せらるゝ大石の一徒にしても、此の精進勇猛なる行爲が、千載の后長に薫りつゝあるのてある、社會の事既に如斯とすれば、佛陀のみ教を信奉する上に於て、其の修行門よりするも、信仰門よりするも、最も必要てある事は明了てあると思ふ、されば一轉妙覺の位に登る處の菩薩の御修行中に、精進の一

項目を置き給へるも、眞に崇く拜察致されまする、然らば吾等は何に向て精進せよと申なれば、云ふ迄もなく、法華經の信仰でありまする、此の濁れたる心、惡業深重の躰を捨て、清淨にして慈悲圓滿なる佛躰を獲得し樣とするには、最尊無上の法華經でなければならぬ、此の尊き法華經を指て、二世の滿足を得樣とする者あらば、そは木に緣て魚を求め、大地を覆して地底を見やうと云ふ、痴漢よりも甚しき者と云ふべきである、

聖祖曰く、總じて吾が弟子等我が如く正理を修行し給へ、智者學匠の身なりとも地獄に墮て何詮あるべきや、所詮時々念々に南無妙法蓮華經と唱ふべし云云（十八圓滿抄）

此の聖訓は、明に吾等が種々に起す處の迷想觀念や、自己中心主義に左右せられて、勇往邁進する事の出來ない人を鞭撻せられたる一大福音ではありませんか、亦た如說修行抄の一節を拜讀致しまするとと、聖祖が以何に「佛敕法皇の宣旨」とは申しながら、法華經に對する御修行の勇猛精進でありしかゞ拜察せられまする、何故に聖祖が然か勇猛精進であつたかと申せば言迄もなく吾等が信奉する處の法華經は、尊無過上の大法であつて、全世界の人類は、此の大法に緣らんければ、救濟せらるべき道が無いからでありまする、されば、佛陀のみ敎や、宗祖の御說示を、暫く指まして彼の現今傳へられて居る處の、本朝法華傳の壹頁を見ますると、諸宗の學者である、先輩であると稱せらるゝ人達が、口と腹とを異にして、以何に法華經を敬慕し尊信せられたかは明了でありまする、亦た近き例を言はゞ、彼の明治の初年に當り、神佛兩道に熱心であらせられたと云ふ、故久邇宮晃親王殿下御菩提の爲に吾皇族五親王の各殿下は法華經を拜寫せられし事がある、是れは法華經でなければ、成佛得脫は不可能なりと尊信せられたのて有ると存じますが、今より十年前の五月である、各親王殿下は法華經を謹寫せられて、京都の泉涌寺へお納めになりました、今奧書をある本から拜寫して置ましたから、一寸拜誦致しますると、

奉爲嶺松院大勳位晃親王殿下御菩提、拜寫妙法蓮華經第一卷、納干泉涌寺畢、只願尊靈、放白毫大光明照東方萬八千土、速開十方佛土中唯有一乘法之悟、化一切衆生皆令入佛道、

大勳位功二級彰仁親王

奉爲嶺松院大勳位晃親王殿下御菩提、拜寫妙法蓮華經第二卷、納干泉涌寺畢、只願尊靈、得十方諸解脫十八不共法、垂一切衆生皆是吾子之慈悲、授七寶大白牛車、令出隆三界火宅、又憐愍窮子、令着瓔珞細輭之天衣、授七珍萬寶、

大勳位功三級貞愛親王

奉爲嶺松院大勳位晃親王殿下御菩提、拜寫妙法蓮華經第三卷、納干泉涌寺畢、尊靈如釋尊、說一相一味之法饒益上中下、招衆生、恰如一雨普潤諸藥草矣、或說三百由旬之化城、令衆生遊大通勝佛之處、

大勳位功四級載仁親王

奉爲嶺松院大勳位晃親王殿下御菩提、拜寫妙法蓮華經第四卷、納干泉涌寺畢、尊靈速得大自在神通之力爲五百弟子與無學二千人具授記、令自心偏歡喜、遂入七寶塔中與多寶如來談笑而已

大勳位功五級依仁親王

是の外村雲尼公殿下等も、御全樣一卷を拜寫せられて、お納めせられたのてありまするが、以何に吾が皇族の御方々が、法華經に對して、深き信仰を有せらるゝかが了解致されまする、故に聖祖は、權門の敎誡を攝受すべく、幾多の惡戰苦鬪をせられ、斷頭場裡に望ては、法華經に此の命は捧げたり、是れ程の喜びは笑へかしと仰せられました、是れ何故てあるかと云へば、法華經は、佛陀の已證の法てあつて、此の大法に據らなければ、二世の圓滿を獲られぬからてある、されば吾等は聖祖は申迄もなく、其の他の諸賢聖の、法華經に對し以何に、其の信仰が勇猛精進てありしかを考へ、二世の滿足を願ふならば、勇往奮進法華經に信仰を捧げらるる樣希望致して置ます、（完）

三寶論

上總　般舟生

右は本年二月下旬長生郡長柄村眞尾寺に開會せる、千葉縣支學林員會に於ける講演の大意なり

諸君、私は未だ宗學研究中の措大てあるから、學林生

諸君に對して、一場の講演などゝいふとは、甚だ不似合な業であるが、併し木村教授の依頼もだし難く、實は遼東の豕をも顧ず、今日出席したる所以であるが、聊か講演に先立つて、一言諸君に語らうと思ふ、

諸君、吾人が世に處するといふには、是非とも一の覺悟といふものがなければならぬ、即ち立志それである、故に春日潛庵言く、『人生劈頭第一の事あり、立志これなり』と、諸君は學に志す己前に於て、既に將來に對する自己の志望といふものを確立せんければならぬ、若しも諸君の中に於て、之が確立なからんか、宛然太平洋上に漂ふ拾小舟の如く、萬事不成功におはらなければならぬ、諸君、諸君は既に佛門に入り剃髮染衣したのである、然らば所有苦楚辛酸を嘗て、佛陀指敎の奥を極め、佛敎の爲國家の爲、否吾人人類の爲、大に貢献せんとする志望を持たなければならぬ、若も諸君にして、『世俗趨名利、胸中簇荆榛』といふものあらば、宗敎は利に奔り名を追ふものでないから、予は一日も如此ものあらば蚤かに他に轉せよといはん、夫れは宗門のパチルスであるからである、然し吾人は名利やパンのみにて決して生るものでない、何等か精神上に向上的慰安と滿足とを得んとするものである、即ち人生の暗黑面に向つて、眞の光明を賦與るものは宗敎である、諸君は既に其宗敎を宣布せんとする傳道師、即ち愉快なる好地位に處るものである、宜敷く日夜勇猛精進、不動不退の行動を執んければならぬ、諸君、成功といふとは何にも錦衣玉飾したから、其れが成功といふものではない、所謂『大丈夫は卓然として、自立するを要す、欺かざるもの其本也』て、道を行ふて微しも邪横なく、即ち俯仰天地に耻ぬもの夫れが眞の成功である、決して諸君、今日の成金黨や不義の成功を夢想する勿、而して又愛きホームを早く造らうの、吾等は彼等と年齒に於て相違があるなどゝ、自ら卑劣心を發してはならぬ、『十歲神童二十歲て間拔』といふことがあるから、吾人は常に『批把晩翠』て早成を望まず、徐々として大成大器とならなければならぬ、近來高樣宗敎家が澤山出來て眞の宗敎家は實に

曉天の星も雷ならぬ、吾宗第二の柱石者たる學林生諸君、吾宗門が今後諸君に望を屬するとは實に多大である、故に貴重なる光陰を徒費せず、克己自重、勤勉修養、忍耐以て先づ吾が『偉大なる日蓮に同化』するを勗めよ、然らば萬事成功の域に達するてあらう、日蓮上人云く、『日蓮が門下臆病にては叶ふべからず』又云く、『我門家は夜は眠を斷ち、晝は暇を止めて之を案せよ、一生空しく過して萬歲悔ること勿れ』と諸君夫れ大に勉旃めよ、

是より本題に入つて講せんとするのであるが、實は私は幼少より陽明學が好てあるから、『日蓮上人と王陽明』といふ題て、講じて見やうとも思つたのであるが今回は少しく考る所があつて、三寶論としたので、本題を分つて二と爲る、

第一、佛敎上に於ける通釋の三寶
第二、佛敎上に於ける別釋の三寶

てある、

第一、佛敎上に於ける通釋の三寶

諸君、諸君は既に佛陀の尊むべきことを知つてゐる、その佛陀の難有いといふことを信ずると共に、その佛陀の說いた敎法の尊重すべきを知らねばならぬ、その佛陀の敎法を信ずると共に、又その佛陀の說いた敎法を宣傳する弘道者、即ち僧侶も貴むべきことを當然知つてるてあらう、即ちその佛＝法＝僧が三寶てある、此三寶に歸依するを以て佛敎信者の、特徵とし表章とするのてある、故に大槃涅槃經卷の八に曰く、

佛に歸依する者を眞に優婆塞と名く、終に更に其の餘の諸天善神に歸依せず、法に歸依する者は、則ち殺害を離る、聖僧に歸依する者は、外道を求めず、是の如く三寶に歸すれば、則ち無所畏を得ん、迦葉佛に白して言く、我も亦三寶に歸し上る、是を名けて正路と爲す、

とある、又聖武天皇は、『三寶の奴』といはれ、彼の大坂の四天王寺を造營し、佛敎の爲大に竭力せられた聖德太子は、十七憲法第二條に於て、

篤く三寶を敬せよ、三寶とは佛法僧なり、則ち四生

の終歸、萬國の極宗なり、何の世何の人か、是法を貴ばざる、人尤惡なるは鮮なし、能く敎ゆれば之に從ふ、其れ三寶に歸せずんば、何を以て枉るを直せん

とある、て此文に就て諸君の中に疑團を抱くものがあるかも知れぬ、今參考の爲に一言して置かう、延寶三年五月板本の通蒙憲法には第十七條に、『篤く三法を敬せよ、三法とは儒佛神なり、則ち四姓の總歸、萬國の大宗、何の世何の人か、是の若き法を貴ばざる、人甚だ惡なるは鮮なし、能く敎ゆれば之に從ふ、三法に歸せずんば、何を以てか枉れるを直せん』とあるが、私は後者よりも前者の文を正當とする、定めし後者は神官又は儒者の誤寫であらうと思ふ、此文にある四生とは、法華經隨喜品に、濕生、化生、卵生、胎生とあるをいひ、又四性とあるのは、士、農、工、商をいふのて、佛敎信徒としては是非此三寶に歸依せなければならない、故に何れの宗旨に於ても必らず『三歸』とて、三寶に歸依する儀式がある、已上は一應達意的に其說を試みたに過ぎないが、佛敎には如此き說明に止まらず、種々あるが、其中三種程列記して見やう、

第一は、一体三寶てある、

是は眞如の一面より見たるものにして、乃ち此宇宙には三大原理といふものがある、其三大原理とは、同一獨立、調和の三てあるが、今此三寶も此原理と均しいのてある、其故如何となれば、佛とは梵語て佛陀といひ、華語に譯して覺者といふ、即ち相對差別の情を脫して、所謂平等同一の智に達し、恰も吾人の安夢の覺たるが如きものてある、法とは梵語て達磨といひ、華語に譯して軌持といふ、即ち宇宙の萬象各其守るべき所を守つて、相犯さず相違かず、松は松、梅は梅、花紅柳綠、其當位即ち差別の狀態にあるもの、僧とは梵語て僧伽、華語に譯して和合衆といふ、即ち一家の禮には障子、壁、柱、床等種々あつても、互に相背かず犯さず調和して形成するが如きもの、即ちその調和のありさま、乃ち宇宙の眞如に三大原理がある如く佛を拜すれば法と僧とは、是に攝せらる、即ち三にして一、一にして三といふようして、之を一体二寶又は同体の三寶ともいふ、今その證として左に一文を錄さう、大般泥洹經如來性品に曰く、

若し法に歸依せんとならば、應當に我に歸依すべし清淨の妙法身我れ已に具足するが故に、我諸の衆生の與に最眞實の法たり、若し衆僧に歸依せんとならば、亦當に我に歸依すべし、諸餘の一切の衆は皆佛像の所攝なり、我諸〻の衆生の爲に最正覺の僧なりとある、是を眞如の三方面から圖解すれば這ふなる

眞如 ─ 体……同一の理……佛
　　 ─ 相……獨立の理……法
　　 ─ 用……調和の理……僧

此事は說明するまてもなく、大体三寶の字解て分明るてあらう、

第二は、現前の三寶てある、

現前とは即ち釋尊御在世のとて、印度中央の迦毘羅衞卒城の淨飯大王を父となし、摩訶摩耶夫人を母となし西曆紀元前五百六十三年、四月八日の曙、藍毘尼園の無憂樹の下に於て、『天上天下唯我獨尊』とお叫びになり降誕せられたる悉達太子即ち釋迦牟尼佛てある、法とは此佛のお說になつた、八萬四千の敎法夫れが法て、此法門を親しく承いた迦葉、阿難、目連、舍利弗等が僧てある即ち、

三寶 ─ 佛……印度降誕の釋牟迦尼佛
　　 ─ 法……八萬四千の敎法
　　 ─ 僧……迦葉阿難舍利弗等佛弟子

第三は、住持の三寶てある、

現前の三寶の姿を永く世に住め持つて行くといふとにして、此三寶は佛滅后に於ては、實に佛敎信仰の中心即ち生命魂魄てあつて、佛敎者としては大に此の住持の三寶に就ては考究せなければならぬ、即ち瞑解すれば、

三寶 ─ 佛……泥像、金佛、木佛、繪像、畫像の類
　　 ─ 法……黃卷赤軸即ち一切藏經
　　 ─ 僧……佛の遺敎を奉ずる圓頂方袍人

となる、て此三寶に就て佛に重さを置くのもあれば、

法に重きを置くのもある、又僧に重きを置くのもある相對的に云へば佛に重きを置くのは他力教で、法に重きを置くのは自力教で、僧に重きを置くのは、彼の戒律を重ずる律宗の如きが夫れである、己上は通佛教上に於ける三寶の概要を講したのみであるが、委細のとは追々諸君の研究に任せるとゝし、是より更に佛教上に於ける別釋の三寶を伺ひませう、一寸是は餘談であるが、參考の爲に太田錦城の梧窓漫筆に三寶といふことがある、左に其文を記さう、

世は三寶にて治れり、女房、鐵砲、佛法、なりと云へり、當時は理ある言とも思はざりしに、今日能々此言を味て其妙を悟れり、女故に人の氣を和柔にし、且は妻子に羈さるゝ故忍難き事をも忍べり、如し妻子もなきものならんには、忿怒の爲に人を打果すものも少かるまじ、佛法も慈仁柔弱を以て設を爲し地獄天堂などの說にて世間の亂を止むること少からず、念珠を捏ぐり觀音を伏拜む人は、人と鬨合ども少かるべし、是にて其大功を悟るべし、鐵砲なき時は、武暴猛勇の人、涯り無く横行をなすべけれども、劍術槍法も此にて打碎かるを以て武勇の人も、手を束ねて其惡を肆にすることを得ず、不仁の器にて又大仁の用を爲せり、何れにも此三寶にて、人の心を和柔にして天下の太平をなすものなりとあり（上卷）

とあり、又老子の六十七章にも三寶といふことがある、『我に三寶あり、寶として之を持つ、一に曰く慈、二に曰く儉、三に曰く敢て天下の先と爲らず』といふのである、慈とはよく物を愛して、長くかはることのなきことで、儉とはつゝましやかにして安りに物を費さぬことを云ふのだ、敢て天下の先とならずといふのに、普通の人情から事へば、他人を蹶仆しても、自分は人の先へ出てやうとして居る、併し是は事を成就する道ではない、何故かと云ふに、一時は人を蹶仆してからは、他人の先きに立つても、蹶仆されたものが憤慨して、起つて又爭ふから我は又其地位を失ふやうなことになる、そこで我は戒めて、天下の人の先きに立つことをしない

のであるとの意である（未完）

金澤日宗教界の風雲

金澤　紀野　俊耀

外に敵を破らんとせば先づ內軍氣の振肅を謀らざるべからず、吾が統一の義軍も亦然り、法華折伏破權門理の軍さを起さんには、勢ひ內日蓮門下の正義的團結を要するは、識者を俟て後始めて知るべきにあらざる也、予は此の意義に於て、金澤日宗各教團の代表者に書を送り、其本尊問題に對する主義定見の聲明を求めぬ、（統一、二月分參照）而も彼等は徒に耳目を驚動するのみ、再び其覺悟を問訊するに及び、亦たゞ惑耳驚心して答へず、

あゝ悲哉、外道權迹誘法の妖火は已に我が軍營の四方より起り、野狐禪の流行、源空七百年紀の紀念傳道、クリスチャンの大暴傳道等の黑風は一層に火勢を强め、法華僅かに猛火の裡に明滅せるを見る、登寒心の極ならずや、而も城內の軍容を闚ふに、生死長夜の闇を照す大燈明の光は失せてほのぐらく、斷無明の大利劍は憊病のさやに納まりて木劍之に替はり、未顯眞實の弓正直捨權の箭は、無道心の袋に覆はれて人之を知らず、軍紀は不振、將卒皆利養の酒に醉ふて本心を失ひ、迷信の疫病にかゝりて亦起つの勇なし、猛火は法城の壁に及べども、彼等は遊戲雜談して、覺らず、知らず、驚かず、怖れず、火來て身を逼め、苦痛已を切むれども、尙厭患の心なく、却て迷信の賊火を放ち鼓吹の赤風を煽て內より城を燒かんとす、あゝ誰か起て此の法城を嚴護せざる、猛火を消すべき法水は正信の海に充滿せり、外敵を切る大利劍は汝等が手にせる經判にひらめきつゝあるを知らざるか、

吾が肉躍り吾が血は熱す、吾は聲を限りに叫びて、正義の反應を求め、統一軍振興の陣鼓を擊ち、三度び檄を飛ばして同志の蹶起を促しぬ、是れ彼等に對する最後の注射にして亦城者破城の輩に對する交涉斷絕の通牒たる也、其文に曰く

拜啓先般來異体同心に宗義的活動を念願するの余り書を貴管事外門下各教團の代表者に送り、其所見を伺上候處、爾來月余に及ぶも何等の御回答に接せず殆ど貴教團の存在を疑ふ次第に候、依て本月廿五日迄に是非の御回答無之候時は、貴教團が本化的活動の道念なきものと認め、聲字の上に於て其無主義無氣力無道念を社會に公に致すべく、さしては貴教團

の面目にも關する義に候へば、至急御回答有之度、三度び貴答を奉促候也

明治四十一年三月廿日　顯本法華宗

本行寺　紀野　俊耀

日蓮宗錄司　鍋田孝山殿

本妙法華宗管事貫名志堅殿　（各通）

本門法華宗管事高村日祥殿

法華宗管事　榎本靜延殿

この通牒に對する彼等の態度は如何に、今此を述ぶるに當ては先づ順序として、金澤日宗各教團の勢力狀態を記さゞるべからず、

金澤日蓮門下の寺院は總じて五十を數ふべく、之を教團別となす時は、顯本七、本妙四、法華三、本門四、之を舊勝劣派寺院とし、余は悉く舊一致派に屬す、而して之を布教的實力に依て見る時は、勝劣派は十中の八迄布教に堪ゆるに、舊一致派は之に反して布教の任に堪へざるもの十中の九を占むるは、奇なるコントラスト也とす、されば其別勸請、雜亂勸請等の迷信狀態に於ても、日蓮宗最も其惡を極め、本門、法華、本妙、之に次ぐ、故に其宗義的觀念、信念の把住に於ても本妙法華を除いては、殆ど宗義的本心の存在を認むる能はず、

故に予より與へたる度々の詰問狀に對しても、彼等は反省せざるは勿論、殆ど文解の能力だにもあらざる也、金澤日蓮宗中學德共に第一流と稱せらるゝ高僧すら、尙ほ筆者の人格を上下し年の長幼を論じ、一言宗義の是非、宗門の革新に及ばざるに非らずや、所謂第一流の高僧に於てすら尙然り、況や二流已下の鼠輩をや、徒らに自我を張め、宗義を高くし、僅かに迷信徒の多數を憑て人情、慣習の殘壘に、我慢、邪慢、增上慢の幟を樹立し以て僅かに世俗を僞妄するのみ、三教團四十の俗侶中、一人の能く起つて正義に呼應するの道念あるものなく、隨て亦堂々論陣を張り邪義を標榜して對論に應ずる迄に自信あるものもなし、あゝ憐むべく悲むべき金澤日宗教團の醜態よ、宜なる哉、其本乱れて末治まる者あらじと云ひ、源濁て流れ清からずと、念佛僧默雷翁に隨喜渴仰せる高僧の末流なる彼等として寧ろ當然と云ふべきか、近證已に然り、遠くば國主の御意ならば念佛をも申すべしと叫びし獅蟲の遠孫たる金澤の日宗高僧は、かつて戰死者分骨式を金澤大谷廟所に開かるゝや、阿彌陀の前に阿彌陀經を手にして讀誦し、一時議論を惹起したるは僅かに二三年前の

事に屬す、うその樣なるも事實は則ち事實也、かゝる者に宗義を說くは寧ろ狗犬に法を說くの誹れたるを覺ゆる也、

予はかく、現下の金澤日宗教團を悲觀する時、日蓮門下の一角に於て、大聞に日輪の出てたる如く、眠れる獅子の猛然起ちたる如くに、大なる正義的反應は來れり、然り、大なる正義的反應は來れり、そは何ぞ、本妙法華宗の大覺醒是也

由來本妙法華宗は、歷史上本宗と共に金澤日宗教壇に於ける宗義的中堅たりしもの、不幸にして、勸請問題の爲に吾等本意ならずも、一致者流と共に教風革新の箭を向けつゝありしもの、今や同教團は吾人の諫諍を容れ、本尊の大革正を決議し、人情、習慣、宗我、自我、名利を捨てゝ、斷然別勸請等の迷執を一洗し徹退する事恰も弊履を捨つる如く、かくして教區を擧げて我が統一の主義に賛同し回答し來りたるは、實に空前の大聖擧にして、亦將來求道者の一大龜鏡たる也、彼の利養の網に入れる獅蟲の輩、我執の惡鬼其身に入れる逆路迦耶陀の徒、一念の道心あらんには、冷汗背に流るゝ感なきや、左に本妙法華宗回答の全文を掲げん、

謹答

陳者過日來再三の芳書を辱くし、爲法奉感謝候、早速教區の意見を纏め御回答可申候處、彼是延引致し候段、平に御寬恕奉希候

偖て今回御主張の本尊統一問題は、實に我等素より渴望しつゝ有りし問題に御座候間、雜亂及別勸請を否認するは勿論、宗義發展の方法としては、相共に呼應して活動いたすべく奉存候、右謝貴書度、此段御回答申上候　敬具

明治四十一年三月廿四日

本妙法華宗第四教區管事

貫名志堅

顯本法華宗本行寺住職紀野俊耀殿

是れ實にたとへ一教區にせよ、門下教團としては、團体的大覺醒の急先鋒ならずや、予は深く同宗諸師が、求道の血火の如く熱し、正義の前には如何なる迫害をも犧牲として厭はざる大勇猛大精進の行動には、唯敬服の外あらざる也、予は直ちに禿筆を執て左の感謝狀を送呈しぬ、

謹啓今回本化的活動の先決問題して、別勸請等否認徹退の議御勸告申上候處、爲法吾等の所論を御容認被下候のみならず、貴教區御一統、總ての困難迫害

を忍び、本宗と相呼應して正義的活動を御盟約被下候勇猛精進の聖的行動は、實に敬服措く能はざる處に候、茲に謹而先般來の不敬を謝し、併而貴教團諸師の大英斷に對し、爲宗家奉感謝候也、

明治四十一年三月廿五日

顯本法華宗第十九教區管事

紀野俊耀

本妙法華宗第四教區管事貴名志堅殿

己に本妙法華宗金澤の教團が、本尊革正斷行の上は、回答の正文に依り、宗義的大發展の活動を現實にすべきは當然なれば、來る四月八日佛誕日を期し、我が本長寺に於て公會大演說を開く事に議は熟せり、

佛教統一日蓮主義大演說會

龍泉　宗惠　成島　隆康

辨士　貫名　志堅　紀野　俊耀

釋　眞誓

●佛教の散漫分立と（隨喜しつゝあるものは來て覺醒せよ）

●現代日蓮宗の迷信狀態に（迷ひつゝあるものは來て正信に入れ憤慨しつゝあるものは來て聲援せよ）

との廣告は市中到る處にひるがへり、多年眠りつゝありし金澤の日宗教團も、今回の大革新、大盟約、大活動に依て喜迄法師等感耳驚心するも亦逆緣の一分たらん、あゝ思へば憐れ也金澤の日蓮宗、汝等知らずや、たとひ佛閣いかに甍を連ねとも、僧侶は竹草稻麻の如くありて、陀羅讃の聲、木剣の響は有頂天に達すとも、どんどこ大鼓は海潮音の如く轟くとも、參詣は雲集して堂閣爲に床を破るとも、以て教團の存在を證明するに足らざる也、道念なき僧侶、本化的行動なき教團、之れ實に日蓮魂の脱けたる臭骸にして、教團は其等の臭骸を捨つる洛湯の蓮臺野の如き也、浮薄輕賤の御祭り騷ぎは俗耳を迷すに價値あらんも、本化眞摯の行法より見る時は、實に鳩槃茶鬼の大惡聲を發し呼び呼て食を求むるが如きのみ、飢へたる狗犬の群り集り浮び鳴て死人のしゝむらを喰ふにさも似たり、あゝ荒涼慘絶の狀げに悲むべき哉、經に曰く、常處地獄如遊園觀在餘惡道如巳舍宅と、聖祖曰く、辛きを蓼柔に習ひ、臭きを溷圊に忘ると、とく覺醒せずや迷へる僧徒、反省せずや、狂へる信徒よ、覺醒のそこに本佛の靈應はあらん、反省の刹那に聖祖の冥護を感せん、去れ邪命の忘念を、たをせ汝の慢幢を、（終り）

顯本法華宗 宗務廳錄事

命第十九教區管事（三、一五）權少學統　紀野　俊耀
轉任十七區本泰寺住　五區法秀寺住　吉塚　通榮
仝　十七區妙經寺住　十七區本泰寺住　田久保日城
任五區法秀寺住　少學統　小高　日唱
願免十七區妙經寺住　五區光明寺住　今關　通義
轉任九區妙經寺住　十七區　米倉　義明
願免兼任　三區玉泉寺兼住　三須　教英
兼任右玉泉寺住　三區　大川　日教
補學士（以上三、一二五）權學士　横山　賢明
第十五教區布教師　權僧正　野老　乾爲
仝　仝　能仁　事一
第十三教區仝　權中學統　石川　顯隆
第十四教區同補助　學士　鈴木　孝碩
權僧都二等功勞　僧都　增永　日盛
仝　仝　梶木　日種
中學統　原田　容廣
權學士　銀井　乾升
仝　三好　信道
仝　山田　誠心
仝　森　義觀
仝　川崎　英照

第二回西部講習會聽講ヲ證ス（四月十日附）

告知

第八教區　千葉縣山武郡南郷村善福寺ヲ仝縣仝郡公平村本松寺ニ合併

右明治四十一年三月三日附ヲ以テ合寺ノ認可ヲ得タリ

明治四十一年三月　顯本法華宗宗務廳

雜報

●西部講習會と總本山大法會等　第二回西部講習會は、豫定の如く本月四日より十日まで開設せられ、又總本山大法會は仝月十一日より十三日まで、教學財團第二回評議員會通常會は、仝月十四日いづれも開催せられたり、その狀況は次號に報ずべし

●千葉縣支學林同窓會　宗教家たる人格を養成すべき目的を以て昨年中千葉縣支學林學生間に組織せられたる同會は、毎月一回講話會を開き、春秋二季に大會を催ほし演說又は道路布教を行ふ規定にて、國分顯有、山本信讓の二學生これが役員となり、去る二月二十一日より四日間第一回春季大會を長生郡長柄村飯尾寺内に開催せり、當日は會員の演說の外に、特に講師を聘して講話會を開き、木村支學林教授の本宗回向文の講說、萩原布教師の三衣に就いて、成島布教師の三寶論、渡邊布教師の科學と佛教との對說等、懇篤なる講話ありて會員並に傍聽者等多大の法益を受け、又毎夜會員の所感演說あり討論會ありて頗る盛會なりき、因に右

開會中飯尾寺の由主木村師は會員に庶般の便宜と食料等を與へられたることは會員の深く感謝する所なり（一會員報）

●内田本傳寺の報恩會　過去數十年間無住同樣に堂宇敗頽し隨て檀家の信仰微弱なりし千葉縣市原郡内田村本傳寺は、去る明治三十二年現住栗原日瀧師入寺以來信仰の鼓吹と堂宇の修營に努め、今や幸に其効を奏し、又顯本講を組織して毎月例會を催し、殊に去る二月廿八日には開山報恩の大法會を開き區内布敎師を請じ當日午前十一時木村布敎師を導師として嚴肅なる報恩會あり、午後一時より演說會あり、演題辯士は

會主　國分顯有
大川日敎
水村乾中

開會の詩
異体同心の調調
日蓮聖人の大慈悲
信仰の要路

聽衆滿堂法悅歡喜の狀見へ、午後五時閉會せり、その際三戸の新檀を生せりといふ

●飛山僧都の晋山式　同師は千葉縣山武郡豊成村御門妙善寺住職として先住日完師の後を承け十數年間力を該寺の再興に盡し遂に今日の妙善寺たるに至らしめたることは夙に世人の知る所なるが、去る一月廿六日君津郡木更津町成就寺へ榮轉を命ぜられ、二月十一日紀元節の佳辰を以てその晋山式を擧げらる、即ち滿足山成就寺にては前日來準備委員を設けて師の晋山を待構へぬ、當日師は海路東京より木更津に赴任、見送としして御門妙善寺檀信徒總代布留川貞藏、同覺藏、同久八、櫻田爲藏等六名、送僧都飛山日甫聖師之榮轉と題せる二旒の旗を揭げて師に隨從し、十一時過着船するや、出迎たる成就寺檀頭兩内藤、土橋等の總代並に高橋應山、小竹俊雄師等先導して玉屈樓に案内、茲に晝餐を饗し、午後二時半滿足山の鐘聲を相圖に入山の上本堂に於て莊嚴なる法要を修し、次て内藤總代の紹介にて飛山僧都の挨拶あり、式終て方丈に休憩、やがて見送妙善寺總代を旅館に案内し、同夜飛山師を玉屈樓上に請じて晋山の宴會を催し一同歡を盡くして散會せりといふ、盛なりと謂ふべし

●法華經研究會　法華經研究會は一昨十六日午後七時有志者十數名宇都宮市寺町法華寺内に會合し其發會式を擧行せしが當分の中木村義明氏等が京都本山にて學習せる處を講義する任に當れりと云ふ今其略則を揭ぐれば左の如し（下野日日新聞二月十八日）

△目的及び方針　日蓮上人の法華經觀を研究して吾人宗敎心の修養に資すると

△開會及事業　毎月八日十六日の二回各日共に午后六時より法華寺に於いて開催す但臨時に他所に開くも妨けなし又有名なる講師を聘して公開會する事あるべし

△會員及び會費　宗派の如何に係らず來會するを會員と爲し會費は毎回金三錢を納附する事但會員は會員募集を爲すべきと

●遠州白須賀敎信　第十二敎區遠江國白須賀町妙泰

寺に於て去る三月三十、三十一の兩日間、現住高橋遵碩師の發願に依り、先住日性上人第五十回忌、師範日愼上人第十七回忌、並に悲母遠成院第七回忌の法要を執行せらる、特に正當三十一日には本多管長猊下の台臨を請ひ、即ち當日全寺檀家總代人並に世話人十數名は遠三の國境まで管長猊下の一行を出迎へ、吉美妙立寺貫主牧田大僧正にも態々臨席あり、組寺には豊橋妙圓寺白井僧都を始め西山僧都、朝倉一乘、野中通玄、野中眞順、猪野貞立等の諸師參列、管長猊下大導師として莊重なる大法要を嚴修せられ、牧田大僧正猊下は諷誦文を朗讀せらる、その文次の如し

諷誦文

明治四十一年星次戊申三月三十一日、安立山ノ祖堂ニ於テ、現住第十九世權僧都慈眼院遵碩日觀、組寺ノ者宿ヲ個請シ、日禧亦タ支院ノ淨侶ヲ將ヒ來テ此ノ法會ニ參シ、恭シク一乘圓頓ノ法筵ヲ張リ、香燈時菓ノ奠ヲ備ヘ、以テ此ノ法要ヲ修ス、幸ナル哉、總本山ノ大法主管長日生上人猊下ノ來臨ヲ忝フセリ、嗚呼何ノ幸カ之レニ如カンヤ

曰ク

先師　眞行院日性上人　第五十回忌
師範　慈念院日愼上人　第十七回忌
並ニ　悲母　遠成院妙遵日得靈位　第七回忌

右恩德報謝ノ爲メニ修スル處ノ大法要ナリ

仰願クハ本門常住ノ三寶、高祖大士、宗祖正師、知見照鑑シ玉ヘ

茲ニ檀越一同ノ諸君並ニ筆子親戚故舊ノ諸彦、俱ニ此ノ一堂ノ下トニ會シテ、異口同音ニ我此土安穩ノ金言ヲ讀誦シ、本門壽量ノ玄題ヲ高唱ス

兩上ノ尊靈、暨ビ悲母ノ靈位、此ノ道場ニ來臨アリテ之ノ供養ヲ饗ケ玉ヘ

厥レ以レバ百福莊嚴ノ峰ニハ實相眞如ノ珠ヲ纏カシ萬德圓滿ノ貌ニハ自受法樂ノ咲ヲ含マン　且ツ又タ還本歸寂ノ時ハ寂光ノ眞都ニ住スト雖モ、隨類應化ノ日ニハ亦タ現在ノ門弟ヲ守リ玉ヘ　乞フ寺檀繁榮山門興隆信力增進弘通不退　重ヲ乞フ本日來會ノ諸彦現安後善皆令滿足逆即是順決定成佛

南無妙法蓮華經　南無妙法蓮華經

延彖現董沙門大僧正福智院日禧　和南謹言

右法要終リテ管長隨行員棍木日種師の前講にて、本多管長猊下の御親敎あり、頗る盛會にて法益多大なりき

●豊橋妙圓寺の大法會　例年四月上旬に執行せらるゝ豊橋市妙圓寺の大法會は、去る四月一日より三日間嚴修せられ、區内組寺諸師請に應じて出席あり、特に本年は本多管長猊下の台臨を仰ぎて御親敎を請ひ、頗る盛況を呈し敎化甚大なりき

●金澤敎信　當地敎界其後の景況は、日に增し正義の光明輝き申候、誠に悉樹悉にあらず春に遭ふて榮へ、枯草かるゝにあらず夏に入て鮮かにうるはふ如く本宗が擧げし正義の絶叫に呼應して猛然起ちし、金澤

本妙法華宗諸氏が、捨邪の宣言として、且つ統一軍進發の號令として、開莚されたる　去る四月八日の日蓮主義公會大演說は、非常の盛會にて、五六十年來未曾有の事に候、同日の聽衆は諸宗の僧侶を始め、單稱派の主力なる信徒、醫學專門學校、第四高等學校生徒など各々一團をなして來聽し、學生の如きは手に〳〵筆受しつゝありき、亦各新聞記者等は熱心に耳を傾け、角袖警官の護衛など、かつて格言問題のみぎり管長猊下が當地の劇場に毒鼓を打たれ候當時の如くに候ひき、然かも聽衆一統水を打たる如くに大法鼓に耳を澄せしは實に意外にて候、同日の演題は左の如くに候

開會の旨趣　紀野俊輝
統一の所感　貫名志堅
統一の義意　釋眞響
法華經主義　紀野俊輝
聖日蓮觀　成島隆康

諸氏が全く演了せられしは午後五時半にして、憤慨する者、冷笑する未得の者、感涙禁ぜざるもの、各々諸種の感想を語りつゝ退場いたし候

當日見付玄妙寺よりの祝電、及び酒の贈與あり、午前六時半より　將來活動方針の議事にうつり、本化布教團設立の事に決す、活動方法としては

一、毎月一回、公會演說を開き、兩宗主要の地に於て輪番に擔任する事

一、毎月四回、本經組判の講演を開き、正義的信徒の養成を計る事

一、毎月二回、本化研究會を開き、宗門各派の僧侶を遊說し、宗義問題の討究に依て正義の發展を計る事

左の三ヶ條實行を誓約し、夫より酒席にうつりて各々初陣の成功を祝し、將來の活動を語り合ひ、歡を盡して散會したるは午後十一時半にて候、かくして今や穩健に正義發展の序幕を開かれ申候、今後の活動は層一層の活況を呈すべく、金澤の日宗界漸く曙光を見るに至りしは喜ふべき事に候、匆々　（圓友報）

●京都通信　祇園、嵯峨あたりの春色今眞盛りにて人の心花に醉ひ、人生の眞意義を忘れなんとする此頃に、我京都の敎莚は彌々發展の氣運を示すこそ喜ぶべき極みなれ

三月二日、五條阪上行寺に於て演說會を開く

智目行足　川崎英隨
生存ノ眞意義　鈴木孝碩
傳陀觀　銀井乾升

三月十五日、千本壽量寺にては

心の師となるとも心を師とせざれ　川崎英隨
活ける信仰　鈴木孝碩
我法妙難思　銀井乾升

三月廿五日、高辻久遠寺にては

衣裏寶珠　川崎英隨
心に大小を學せよ　鈴木孝碩
川崎英隨

四月十八日の本山例月の演說會には

道德に就て　山岸居士
感應道交　川崎英隨
身分の高下を論ずべからず　鈴木孝碩

銀井乾升
野口僧正

又豫て報せし如く、本山婦人會にて新調せる紫縮緬の大幕は、愈々出來し彼岸中日を以て寶前に供へて法樂を修したり

木鐘幡の建立　本山院席、法光院信徒近津すて女は信仰の人にして曾て法光院修繕の際にも多分の寄附金を爲したる奇特者なるが、此回又一個人にて價格四百五十余圓の木鐘幡を總本山に寄附する趣にて、十月頃出來の見込なりといふ、篤信の程誠に感すべきなり

（川崎生報）

●綾部通信　（桃村生報）

一、綾部佛敎青年會の樹立　法華經の妙義を研究し且つ其敎理を信仰するの目的を以て、綾部佛敎青年會を組織し、二月十三日午前十時を以て其發會式を了圓寺に於て擧ぐ、當日は五十余名の會員は墨照玄師を導師とし、御寶前に於て法樂式を行ひ言上文を捧げて、本會の發達を祈念し奉る、此間信徒の音樂隊は始終君を代と宗歌とを吹奏し頗る嚴肅にてありき、式終りて役員撰擧を行ひ懇親會を開けり、午后三時更に法話會を開く、傍聽者多數、薄暮散會せり。

二、獨立講習會　綾部佛敎青年會は京都大覺青年會長野口義禪上人を招待して獨立講習會を開きたり、其日割は左の如し

二月廿二日　午後三時ヨリ　本宗綱要　野口師
午後六時ヨリ　法話　野口師、墨師

二月廿三日　午後三時ヨリ　本宗綱要　野口師
午後六時ヨリ　佛敎實義演說會　野口師、墨師

二月廿四日　右の如く毎日毎夜、青年會員は素より、學校職員、役場員、警察署員、等多數の者は、何づれも熱心に敬聽せり、昨年以來本宗活動の盛なるに付町內一般三嘆し殊に迷信の輩をして大に悔悟せしむるもの甚だ多し。

三、顯本婦人會の組織　了圓寺檀中に「老人連の尼講」と稱するもの、並に淑女講と稱するものありしが、此度更に相合して顯本婦人會と改稱し、野口僧正の指導下に成立せしめ、二月廿五日午前十時之れが發會式を擧ぐ當日は先づ佛前の勤行終つて、「佛敎とは何ぞや」野口僧正「婦人會の組織に付て」墨照玄師「の法話あり、終つて慰勞會を開き、音樂の餘興ありて午后十時に散會せり

因に云ふ、近時當地方に於ける基督敎傳道の結果著しきものありて、現に何鹿郡吉美村字里と稱する一部落は、擧つて該敎徒となり、殘て全處唯一の佛刹（禪宗）佛南寺の如きは、全く無檀の姿に陷ゐれりといふ、今や宗敎革新の機漸く熟し來りて吾人顯本敎徒が眞宗敎の光を放つべき前提を形造りつゝあるかと思へば、斯かる現象は寧ろ悅ぶべき象徵とこそいふべけれ

●能仁諦明師の遷化　全師は昨春以來病痾に罹り住

職地たる播磨明石町圓乗寺にて療養中の處、三月四日午前十一時遷化せられたり、春秋四十一、葬儀は仝六日午後三時嚴肅に營まる、當日野口本山部長の導師に野老櫨僧正の吊詞演說ありて、會葬者に無量の感想を深からしめ、原田容廣師、山本道辨師の燒香に次て、法弟能仁事一師、遺族、愈代人等の燒香あり神戸、和氣の信徒愈代諸氏態々遠路會葬せりといふ、宗門多事の今日かく有爲の師を失へること眞に惜むべき哉

●遺族慰籍の美舉　前項能仁師逝去に關し、誌友妹尾粂次郎君より次の如き通信を得たれば、玆に摘載せん、曰く

兵庫縣明石圓乗寺能仁諦明師は、任地の布敎は申に不及、眼足を兵神の地に延べ萬艱を排し不屈不撓宜敎に力を注ぎ居られたるを聞き、不肖等其の成効を祈願罷在候處、二豎の侵す處となりて永く就褥療養に意を盡されたるも、命數限りあり遂に去る四日四人の愛子を遺し安然入寂せられたりといふ、爰に於てか姫路市野老節子、岡山縣草生武國子は、深き同情を以て直に拾五數區管内各地の有志婦人に書を寄せられ、大に同情を得て未亡人慰藉の爲め多くの金品を贈呈せられたるを聞く、近頃婦人として如斯き美事を行れたるは實に敷稀に堪へず候、惟ふに方今好言令色自己を利するに汲々たる德薄垢重の徒輩必らずや斯の美舉を見て衷心忸怩たるものあらん、願くは今後斯くの如き美舉の大に起らんこと希望の至に堪へず候、先は兩婦人の勞を謝し併て有志婦人の芳志を大に感謝致し候、云々

●和氣通信　和氣三木生より左の如き通信を得たり

一、和氣婦人會　去る二月十四日は婦人會の例會にて舊曆正月の事とて新年宴會を催せり、當日は午後六時より本成寺に於て勤行、夫より寺主原田師の法話あり、參ねて前年精勤せし會員七名に對し、本宗要、又は念珠を賞與せられ、夫より一同庫裡に於て新年の宴を張る、少女福原岸野、長田敏子の祖書朗讀に續いて長谷川冬子、秋山小久嬢の彈琴、小林小敬、井上千政、杉山嬢等の舞踊、永井政代の常盤津、石野虎吉翁の義太夫等一段の興を添へ、一同歡を盡くして散會せるは午後十一時なりき、當日會するもの二百余名（内會員七十余名）さしもに廣き庫裡も寸隙を餘さず、實に未曾有の盛會にてありき

二、和氣同信會　一時振はざりし仝會、即ち男子會は昨冬來奮起し會員も增加して、前項婦人會の盤日新年宴會を催ほし百名許會合（内會員五十名）是亦近來希有の盛況なりき

三、追弔法會　本成寺廿五世日授上人廿五回忌、廿六世日喜上人十三年、前住吉田日稠師百日忌、並に吉田日梓師に對する追弔法會を二月廿一日に營なまれ、岡山より能仁事一師等參會せられ、いと嚴肅に修法せられたり

●御斷り　記事輻湊の爲め、岡山通信、仝地久城志那子刀自の葬儀、大橋布敎師の日誌等、次號に讓る

敎學財團公告

敎學財團基金寄附申込表（第十八回）（品川支所取扱）

千葉縣千葉郡生實濱野村本滿寺檀家（三一）

金三圓五拾錢　角田市右衛門　金三圓五十錢　丸島利助
仝　中村　力藏　仝　鏑木三代吉
仝　吹野彦次郎　仝　吹野佐右衛門
金一圓六十錢　佐久間定吉　金二圓　秋元貞吉
仝　吉野長五郎　金一圓五十錢　鈴木祐藏
金一圓　羽田　富藏　仝　駒田　嘉助
仝　大塚三之助　仝　布施野勘五郎
仝　鏑木　政吉　仝　宇留間庄松
仝　宇野澤茂三郎　仝　中村卯之助
仝　西川久米八　仝　石川初太郎
金七十五錢　大堀忠太郎　金七十五錢　鈴木　與七
仝　秋元常治郎　仝　角田作太郎
仝　丸島善太郎　仝　錦織卯之吉
仝　吉田　忠造　仝　中山繁治郎
仝　鏑木　庄藏　仝　石川清治郎
仝　鏑木　定吉　仝　時田重太郎
仝　内山光太郎　仝　錦織仁太郎
金五十錢　秋元　カト　金五十錢　内山仁三郎
仝　鏑木吉佐衛門　仝　鏑木　三藏
仝　宍倉　友吉　仝　山田萬次郎
仝　錦織榮治郎　仝　中村　與一
仝　中村　大作　仝　秋本作之助
仝　早野儀三郎　仝　加藤　久八
仝　山田甚之丞　仝　和田芳太郎
仝　前田三治郎

仝縣印旛郡八街村新藏寺檀信徒

金七圓　山本與次右衛門　金七圓　三須　榮助
仝　井野　寅松　仝　押尾佐太郎
仝　三須　大司　仝　中島藤太郎
仝　井野利惣司　仝　山本　久藏
仝　齊藤源次郎　仝　井野久五郎
仝　井野　佐吉　仝　山本辨次郎
仝　三須　吉松　仝　押尾幸次郎
仝　岡田　久松　仝　京增覺治郎
仝　京增藤治郎　仝　井野圓次郎
金三圓　三須藤太郎　金三圓　山本　榮吉
仝　齊藤造酒藏　仝　三須太平治
金二圓　山本榮太郎　金二圓　小川新右衛門
仝　三須竹次郎　仝　小川　倉藏
仝　小川初太郎　金一圓　三須　藤平
金一圓　湯淺安太郎　仝　今井米次郎
仝　湯淺松太郎　仝　三須　久松
仝　三須菊太郎　金二圓（以下信徒）　蕨　菊次郎
金二圓　齊藤　繁藏　仝　淺羽三之助
金一圓五十錢　鈴木卯太郎　金一圓　齊藤伊之助
金一圓　三須三津太郎　仝　小出金治郎

仝　吉田源之助　仝　飯島友吉
仝　岩井寛治　仝　山本右馬太郎
仝縣市原郡湯津村壽福寺檀家(三)
金三圓五十錢　森彦太郎　金三圓五十錢　吉澤松藏
仝　齊藤幸三郎　金二圓　高山松平
金二圓　吉澤庄藏　金一圓　吉澤治郎吉
金一圓　吉澤榮治郎　仝　齊藤庄治
仝　高山石松
仝縣長生郡東郷村蓮成寺檀家(四)
金三圓　松本佐吉　金三圓　原田誠
金二圓　藤乘方吉　金二圓　石井定吉
仝　八木重秋　仝　小川仁作
金一圓五十錢　今井淺吉　金一圓五十錢　松本愛之助
仝　鎗田岩藏　仝　大野清次郎
仝　深山勘太郎　仝　深山清次郎
金一圓廿五錢　古山惣藏　金一圓廿五錢　藤乘岩吉
仝　小川才次郎　仝　杤木庄五郎
仝(即)　小川音次郎　金一圓　藤乘初太郎
金一圓　八代彌市　仝　安藤仲藏
仝　御須良太郎　仝　森川庄吉
仝　今井喜作　仝　森川直吉
仝　田中喜一郎　仝　杤木八郎
仝　杤木佐市　仝　小川藤吉
仝　石井彌三郎　仝　深山新太郎
仝　小川作次郎　仝　小川久吉

仝　上代チカ　仝　御須紫藏
仝　原田德藏　仝　深山市五郎
仝　今井磯吉　仝　小川芳藏
仝　小川熊吉　仝　船見邊平
仝　鵜澤才吉　仝　藤乘覺次郎
仝　田邊芳藏　金五十錢　松本寅藏
金五十錢　松本平八　仝　古山辰五郎
仝　鈴木仁作　仝　石倉貞吉
仝　齋藤松次郎　仝　小川米藏
仝(即)　小川峯吉　金四十錢　藤乘菊太郎
金三十錢　大塚吉五郎　金三十錢(即)杤木與助
仝(即)　山田米太郎　仝　森源次郎
金二十錢　森七郎　金二十錢　松本辰次郎
仝　小川源吉

能仁諦明(大慈院日事)儀去四日午前十一時遷化致候間此段生前辱知之眞俗諸氏ニ謹告候也

明治四十一年三月

能仁事一

(三法堂目印)

●木像具　金佛具　厨子　大販賣

佛書表具の元祖
各宗御寺院御入用品一切何にても多少に不限御注文仰付らるべし佛書は申すに不及御肖像書專門
木魚位牌卸小賣

小包條例附郵券四錢　三法堂諸品發賣目錄(正價付)

注意　佛書佛具佛像位牌木魚其種類品有之候を以て一々記載する能はず依て特に佛書正價附發賣目錄書を作製致置候に付御入用の諸君は郵券四錢御送付被下候はゝ迅速進呈仕候此の目錄御用ゐになれば寺院樣方の御入用品一切の買物何程遠方でも座ながら安價にて買はれ升其の正札附の品は左の通り

●佛書具一切●過去帳の類●大般若經●一切經●理趣分●位牌●太鼓●佛具金物一切●釣鐘●半鐘●木魚●拂子●曲錄●香●球數●大傘●頭●扇子●施鐵●鬼幡●屏風●木像●厨子●中啓●雪洞●鈴●金鐵●引數●地幡●唐幡●人天蓋●樂器●水板●盛物臺●高圓●製茶文車●靈具樣椀●線香●香具類●正價にして各買物は何なりとも自由自在(電話二七八三番、振替貯金番號二〇七二)

三法堂　藤田總治
各宗御用達　京都小橋三條通中島町西入
各畫表具師　御本山
大佛師　東入下ル小橋町
三法堂陳列所

交換又は寄贈雜誌に就いて

本團は昨年十二月中左に發行所を移したる處、交換又は寄贈せらるゝ雜誌の内、今尚ほ舊場所へ宛御郵送の向有之、取扱上不便に候間、今後は左に宛御發送被下度　此段念告候也

東京府品川町妙國寺内　統一團

轉住　神奈川縣戸塚在上飯田本興寺住職　萩原啓門

日郎(四月九日附改名許可)　内藤知厚

明治四十一年四月十五日印刷發行

發行人　井村恂也
編輯人　山根日東
印刷人　鈴木日雄
印刷所　北澤活版所
東京府荏原郡品川町大字南品川宿四百十二番地

發行所　統一團
(振替貯金番號一二一九)

統一

第百五十九號

明治四十一年五月十五日（毎月一回十五日）發行

國體三十年二月廿四日第三種郵便物認可
（毎月一回）

威岡顯正會
嚴手縣威岡市川原町十三番地